

10月～12月は

全市一斉

# 収納強化月間です



市税などの滞納は市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。何より、納期内にきちんと納めている大多数の皆さまとの公平を欠くことになります。

## 対象

- 市税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 保育所保育料
- 放課後児童クラブ負担金
- 市営住宅使用料
- 上・下水道料金
- 学校給食費



市税や公共料金は  
市が提供するサービスの  
貴重な財源です

●滞納処分・法的措置を実施します  
督促や催告に応じない滞納者に対し、負担の公平性を保つため、やむを得ず財産の差し押さえ(滞納処分)や裁判所を通じた支払督促の申し立てを行います。

●催告書を一齐送付します  
納め忘れを防ぐとともに、納期内納付の周知を図るため、催告書を一齐に送付します。

●滞納整理を強化します  
市では、10月～12月を「収納強化月間」と位置付け、全庁的に滞納整理を強化します。

## 市税、公共料金の滞納整理を強化します

## 便利で安心な口座振替

市税や公共料金の納付は、口座振替の手続きをすると各納期の最終日に自動的に口座から引き落とされるため、金融機関などへ納付に行く手間がなくなり、大変便利です。一度申し込めば納め忘れもなく、安心です。

**手続方法** 通帳、届出印、納税通知書などをお持ちの上、預金口座のある金融機関に直接申し込みください  
※学校給食費は、学校給食センター  
☎62・8015へお問い合わせください

**取り扱い金融機関** 北海道信用金庫／北海道銀行／北陸銀行／北洋銀行／北門信用金庫／北中央信用組合／北海道労働金庫／石狩市農業協同組合／北石狩農業協同組合／石狩湾漁業協同組合／ゆうちょ銀行

## 納付の相談はお早めに

けがや病気、失業などやむを得ない事情で納期限までに納めることができない方は、法律の範囲内で納付時期を遅らせたり、分割して納付できる場合があります。お早めにご相談ください。

※夜間・休日の「時間外納付相談窓口」開設日時は19ページをご覧ください

市税・公共料金	納付相談窓口
市税、国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	納税課 ☎72・3118
介護保険料	高齢者支援課 ☎72・6121
保育所保育料	子ども家庭課 ☎72・3197
放課後児童クラブ負担金	子ども政策課 ☎72・3192
市営住宅使用料	建築住宅課 ☎72・3144
上・下水道料金	水道営業課 ☎72・3133
学校給食費	学校給食センター ☎62・8015

**Q 税金や公共料金を納期限までに納めないとどうなるの？**

**A** 督促状や催告書が送付され、延滞金が加算されることがあります。

**Q それでも納めないでいるとどうなるの？**

**A** 財産の差し押さえといった滞納処分や、支払督促などの法的措置を行います。そのほかに行政サービスの制限や不利益を受けることもあります。

**Q 具体的にはどんな不利益ですか？**

**A** 国保税・後期高齢者医療保険料を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。

介護保険料を滞納すると、未納期間に応じて介護給付が制限されます(利用者負担額が引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が停止になるなど)。

上・下水道料金を滞納すると、給水を停止することがあります。

市営住宅使用料を滞納すると、入居を取り消し、住宅の明け渡しを求められることがあります。

# MONTHLY TOPICS

## 暮らし

# 石狩市プレミアム付商品券を販売します



▲このステッカーが貼ってある市内の店舗で利用できます。

購入対象となった方には、石狩市プレミアム付商品券購入引換券をお送りします。

**住民税非課税の方**  
購入対象と考えられる方に、8月以降順次、ご案内を送付していますが、同封の「石狩市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を提出いただいた方から審査を行い、購入対象の方には9月下旬より順次、購入引換券をお送りしています。

**3歳未満の乳幼児のいる子育て世帯の世帯主の方**  
購入対象の方には9月下旬より順次、購入引換券をお送りします。※申請不要

**商品券** 販売価格4千円(額面5000円・1冊10枚綴り5千円分)※対象者1人につき5冊まで

**販売期間** 9月24日(火)～令和2年1月31日(金)

**利用期間** 10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

**問合せ** 石狩市プレミアム付商品券事業コールセンター(市役所3階 花川北6・1) 072・363143



←商品券の利用可能店舗はこちらでご確認ください  
HP <https://www.ishikari-cci.or.jp/shop>

**市内14カ所の「郵便局」で販売します**  
浜益・幌・厚田・望来・石狩高岡・石狩北・石狩親船  
石狩花川北二条・石狩・石狩市役所前・石狩花川南一条  
石狩花川南五条・石狩花川南八条・石狩南高校前

## 石狩市子育て支援員研修

子育て支援員は「子育て支援員研修」を修了し、保育や子育て支援分野の各事業などに従事する上で必要な知識や技能を修得した方のことです。保育所や地域の子ども・子育て支援事業の担い手となる人材であり、全国共通の「子育て支援員」として認定されます。

※国家資格ではありません  
※保育士資格などをお持ちの方は研修の一部が免除される場合があります

**① 地域保育コース(地域型保育)**  
保育所などで、児童の保育などの補助的な業務に従事する方のコースです。

**基本研修**  
11月3日(日・祝) 9時～18時

**専門研修**  
11月9日(土)・23日(土・祝)・30日(土) 9時～17時(30日は16時30分まで)

**見学実習**  
12月中の市が設定する2日間

**② 放課後児童コース**  
放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の補助者として従事する方のコースです。

**基本研修**  
11月3日(日・祝) 9時～18時

**専門研修**  
11月10日(日)・24日(日) 10時～15時30分

### 共通事項

**対象** 18歳以上で子育て支援に関心があり、子育て支援分野での仕事などを希望される方、すでに従事している方

**場所** 市役所(花川北6・1)

**定員** 各20人(申込多数時調整)

**費用** ①3千円 ②1500円

**申込方法** 受講申込書(申込先で配布または市HPから入手可)を持参または郵送

**申込期限** 17日(休)※必着

**申込・問合せ** 子ども政策課(市役所1階18番窓口)  
〒061-3292 花川北6・1・30・2  
072・3631

保育士の資格はないけれど、保育の仕事をしてみたい!

子どもが大好き! 子どもに関わる仕事がしたい!

育児の経験を生かせる仕事をしたい!

子育て中の人の役に立ちたいな

長く仕事を離れていたのが不安... 働く前に受講できる研修はあるかしら?

